



平成31年4月1日スタート！



国民年金保険料の産前産後免除制度

▶対象者 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

▶免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

（死産、流産、早産された方を含みます。）

例1）出産日が平成31年2月1日の場合は、平成31年4月分が免除対象月

例2）出産日が平成31年3月1日の場合は、平成31年4月、5月分が免除対象月

▶届出期間 出産予定日の6か月前から届出可能です。

※ただし、提出ができるのは平成31年4月からです。

▶必要書類 ・出産前に手続する場合：母子健康手帳など

・出産後に手続する場合：原則として、書類は不要です。

ただし、被保険者とお子様が別世帯の場合は戸籍謄（抄）本、出生証明書など
出産日及び親子関係がわかる書類が必要です。

・窓口に来られる方のご本人確認できるもの（運転免許証等）

▶届出先・問合せ 町民課 国保年金係 ☎⑦2 1 1 3

新生活の手続きを忘れずに！

進学や就職などで引っ越された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。

住民票は、国民健康保険、義務教育の就学などの行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きをしましょう。

転出届に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 印鑑登録証（登録者のみ）
- ③ 国民健康保険被保険証（加入者のみ）
- ④ 後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ）
- ⑤ 介護保険被保険者証（加入者のみ）
- ⑥ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）



*届出する人が転出者本人または世帯主でない場合は委任状が必要です。

▶問合せ 町民課 住民係 ☎⑦2 1 1 3